

第五條 大会は、代議員を以て組織し、毎年一回三分期行なうる。次第に改めて

会長之主催集會。

但し中央委員会が必要と認めたり時は臨時支会を開催することを得。

第六條 代議員選出方法及代議員就任は中央委員会に於て決定し、代議員の任期は大

会開催中とす。

第七條 中央委員会は、會長、書記部長、中央委員、執行委員を以て組織し、大會と

中央委員会に至る階級の次第次第と至り、毎月一回會長を以て召喚す
但し、上級幹部は委員と並び左の時大會は中央委員二分の一以上必要と認めたる時

は臨時中央委員会を開催することを得。

第八條 執行委員会は執行委員を以て組織し、本會と無往復關係とす。

第九條

會長は、中央委員会の承認を経て左の事務部會を組織することを得
一、調査
二、出版
三、教育
四、組織
五、參議
六、政治
七、財政
八、法律

九、社會

十、青年
十一、婦人

第三章 役

第十條

本會の役員は、會長、中央委員、執行委员、書記部員、顧問より成り、會長
書記部長、中央委員は毎年大會に於て選舉す。

第十一條

會長は本會を代表し、会務を統轄し、中央委員は中央委員会を構成す
第十二條 执行委員及書記部員は中央委員会より選任す。

第十三條 中央委員会は、本會に有用なる才を顧問に推挙することを得

第四章 組合員及組合

第十四條

本組合員は、本會又不加盟團體の支部幹部として本會の運営に參與するものとす
て入会金、金二拾銭、微額の金額の不履行者に對する懲戒金一千圓の額を以て組合員とす
るものとす。

第十五條

既組の組合費は一切返戻せず。

第十六條

本組合員にして不組合の行為ありたり時は中央委員会の決議により除名す
ることあるべし。

第十七條

本組合員は、各支部は、本會の主義、綱領及規約を遵守することを誓
約せものにして、且つ本會を貢を負擔するものとす
但し加盟に際しては、既に我組合員に加盟せる團體の承認を要す。

第十八條

本會は、一旦本會所屬團体又は支部たる事を承認したる後と雖も該團體に
して、本會の組織能儀に違反したる場合又は本會に对于する義務を履行せざ
る場合は除名す。

第十九條

本會の財政は毎年大会の審査を受くるものとす。

第二十條

本會加盟組合には組合長主事を置き各支部には支部長幹事長會計を置く